

# 平成21年度 当初予算編成方針

## 1 当初予算編成の前提となる財政状況

### ○本県財政の見通し

- ・ 公債費や社会保障関係経費の急増や退職手当の増加、三位一体改革を通じた一般財源総額の大幅な減少により、本県財政は急激に悪化している。
- ・ 現時点での中期的な財政見通しでは、構造的な財政改革が進まない場合には、毎年度400億円を超える財源不足が生じる見込みである。一方、財源対策として取り崩し可能な積立基金の残高も、今年度末見込みで約230億円程度まで減少しており、歳入面、歳出面で特段の対策を講じなければ、財政赤字が生じかねない、まさに危機的状況に陥っている。
- ・ 今後、仮に財政赤字が約150億円を超えると、財政健全化法により財政健全化計画の策定が義務づけられる「財政健全化団体」に、また、約210億円を超えると、自治体としての財政破綻に相当し、国の関与による財政再建が義務づけられる「財政再生団体」に転落することになる。

現時点での21年度の財源不足額（対策必要額）

450億円程度

## ○本県の主な財政指標の動向 → 財政構造の硬直化がさらに進行

▽「経常収支比率」 ※財政構造の硬直度を示すもの

… **H16** 86.1% 低い方から全国1位 → **H18** 91.9% 全国10位  
→ **H19見込み** 98.4%

※この数値が100%を超えるということは、県税や普通交付税などの経常的な収入で経常的な支出が賄えない状態を示すもの

▽「実質公債費比率」 ※実質的な公債費の負担の程度を過去3ヶ年の平均で示すもの

… **H17** 13.0% 低い方から全国15位 → **H18** 14.4% 全国22位  
→ **H19見込み** 16.1% 全国36位

※H18 → H19 の悪化の度合いを全国比較すると、本県はワースト1位となる

単年度の「実質公債費比率」

**H17** 14.2% → **H18** 16.2% → **H19見込み** 18.0%

※実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上となると、地方債の発行に際して、「公債費負担適正化計画」の策定が求められるとともに、総務大臣の許可が必要

## ○今後の行財政運営の方針

- ・こうした財政の危機的状況を乗り切るためには、政策の重点化を図りつつ、これまで以上に徹底した行財政改革を断行していくことが必要である。
- ・このため、現在策定中の「岐阜県長期構想」（以下「長期構想」という。）の期間に合わせ、平成21年度から30年度までを人口減少社会における持続可能な財政運営を図る「財政構造健全化期間」とし、特に緊急的かつ重点的な取り組みが必要な期間として、平成21年度から24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造を変えていくこととし、その間は、臨時的な歳入を最大限確保する中で、当面懸念される財政赤字への転落を回避していく。

## 2 当初予算編成の基本方針

### (1) 基本的な取組方針

～徹底した行財政改革を断行するとともに、「長期構想」における県政の重要課題に的確に対応～

- 財政の「危機的状況」からの脱却を図るため、「緊急財政再建期間」(平成21～24年度)の初年度として、徹底した行財政改革を断行
- 「長期構想」に示される向こう10年間に県が取り組むべき政策の目的と方向性を踏まえ、県政の重要課題に的確に対応

### (2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

#### ①「予算要求基準」の遵守

別紙のとおり

- ・「予算要求基準」を遵守のうえ、予算要求を行うこと
- ・予算要求にあたっては、財源不足の解消に資することを常に意識し、予算額の大きな事業を優先的に見直すなど、各事業一律カットするなどの安易な縮減策をとらないこと

#### ②歳入に見合った歳出構造への転換

- ・本県が財政赤字を回避し、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、歳入に見合った歳出構造への転換による収支の均衡を早期に図ることが極めて重要である。このため、思い切った歳出の見直し、特にこれまで十分に見直しができずに「根雪」となっている経常経費の抜本的な見直しを実施すること

#### ③様々な角度から工夫した歳入確保対策

- ・未利用財産に限らず、現在利用中の施設も含めた県有財産の積極的な売却、受益者負担の適正化の観点による使用料及び手数料の再点検、広告収入などの外部資金の確保、現在外郭団体に設置している基金等の引き上げなど、様々な角度から工夫を行い、積極的に歳入を確保すること

#### ④「長期構想」における県政の重要課題への的確な対応

～「長期構想推進重点政策枠」の設定～

- ・「長期構想」に掲げる重点プログラムに位置づけられる事業については、優先的に予算を確保するものであること。特に、ソフト事業については、新たに政策予算の中に特別枠として「長期構想推進重点政策枠」を設定するので、この枠を活用すること。なお、当該枠の対象となる事業については、事業内容の熟度を高めるため、予算協議に先立ち、総合企画部・総務部との事業協議、政策調整会議、幹部会議における議論を実施する予定であること

- ・重点プログラムに位置づけられない事業についても、「長期構想」に照らし、政策目的を明確化するとともに、事業がその目的達成に実質的に資するものであるかどうかを厳しく吟味すること
- ・特段の予算を使わず、制度や仕組みの見直しなどにより、県民サービス向上のために知恵と工夫を凝らして政策を進めるゼロ予算的な手法も積極的に活用すること

#### ⑤事務事業の見直しの徹底

- ・全ての事務事業について、「長期構想」に示される政策の目的や県が果たすべき役割を踏まえ、その実現に資することができたかどうかを厳しく検討することによって、効果を検証すること
- ・検証の結果、十分な効果を上げていないか、上げる見通しが立っていない事業については、今年度をもって廃止し、必要であれば、新たな事業として再構築すること
- ・十分な効果を上げていると判断された事業についても、最小の経費で最大の効果を上げることができるように、実施主体の妥当性、実施手法の効率性、費用対効果の観点から見直しを行うこと
- ・現行の定員適正化計画をさらに上回る職員数削減を見据え、最小の事務量で効果的に実施できるよう工夫を凝らし、生産性の向上を図るよう努めると同時に、それが困難である場合には、厳格な優先順位付けに基づき、事業数そのものの削減を進めること
- ・具体的な県民の政策ニーズに十分目配りするとともに、少額予算でも県民満足度を高める効果があると期待される場合には、きめ細やかに配慮を行うこと

#### ⑥県単独補助金の見直し

- ・県単独の各種補助金について、これまでの成果の検証を踏まえ、事業継続の可否や、補助対象経費の重点化、補助率の見直しなどを検討すること

#### ⑦国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1／2程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫10／10事業であっても、人的負担が伴うことを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと

#### ⑧外郭団体等に対する県関与の見直し

- ・外郭団体等については、その役割をゼロベースから検討し、人的・財政的な県関与を縮減するよう徹底した見直しを進めること
- ・外郭団体等が実施している事業については、事業の必要性、事業効果、最も効果的に事業を実施できる主体などを検討し、必要な見直しを行うこと
- ・見直しの結果、当該団体等による事業の実施が適当であると考えられる事業については、当該団体等の実施体制の見直し、事業実施方法の合理化に努めること

#### ⑨公の施設等の抜本的な見直し

- ・全ての公の施設等について、その必要性等について検討し、見直しを行うこと。見直しにあたっては、施設本来の目的、今後の維持管理費用等を検討し、今日的意義に照らして必要な施設かどうかとの視点から、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを実施すること
- ・見直しの結果、存続することとした施設については、その有効活用を図るとともに、施設の管理については、その性格上直営であることが望ましい理由があるものを除き、民間企業等の優れた手法を積極的に活用するため、原則として公募による指定管理者制度を導入すること

#### ⑩県と市町村の役割分担を踏まえた事業の実施

- ・県の果たすべき役割、市町村の果たすべき役割を十分に勘案したうえで事業内容を検討すること
- ・市町村に関係する事業については、関係市町村の意見、要望や協力体制を踏まえること

#### ⑪平成20年度予算の効果的、効率的な執行

- ・平成20年度の県税収入については、景気後退などにより、9月補正予算で50億円の減額補正を行っているが、景気動向によってはさらに減収となるおそれもあることから、下半期の予算執行については、これまで以上に厳しい目で経費の細部に至るまで吟味し、効果的、効率的な執行に最大限努めること

#### ⑫「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みをさらに徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の執行は控えるとともに、特に年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。こうした取り組みによる経費縮減額については、21年度当初予算の財源対策として活用するものであること

#### ⑬特別会計、企業会計との負担区分の見直し

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること

#### ⑭債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること

(別紙)

## 事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点での収支見通しに基づき、要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により更なる歳出削減があり得るものであること

**政策予算** … 政策検討が必要な事業に関する予算

「長期構想推進重点政策枠」(10億円程度を想定)

- ・「長期構想」に掲げる重点プログラムに位置づけられる事業(ソフト事業)については、この枠を活用し、所要額を要求

**シーリング対象経費**

- ・事務事業の見直しの徹底等により、当該経費全体として以下の縮減率を用いて積算した県費の範囲内で要求すること

対平<sup>⑩</sup>当初予算比 **縮減率 ▲ 20%**

※ただし、経費の性格に応じ、一部の経費について縮減率を軽減

**シーリング対象外経費**

○個別調整経費

- (「公共枠」「県単枠」「森林整備特別事業」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」)

**今後の予算編成過程において検討**

○県費10,000千円以上の投資的経費(毎年度経常的に一定額を計上する事業を除く。)

- ・新たな施設整備の着手は認めないこととし、また、継続分についてもできる限り進度の調整を行うこととし、

**可能な限り所要額を圧縮**

○その他のシーリング対象外経費

**可能な限り所要額を圧縮**

**非裁量予算**

… 法律等により事業の実施、経費の支弁が義務付けられている予算

- ・ 所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直すこととして、

**可能な限り所要額を圧縮**

**管理予算**

… 人件費、公債費など全庁的な管理が必要な予算

**可能な限り所要額を圧縮**

- ・ 「職員給与費」については、定員適正化計画等を反映